

国空航第 1806号

令和2年9月25日

操縦技能審査員 各位

国土交通省航空局安全部運航安全課
(公印省略)

「特定操縦技能審査口述ガイダンス」等の改正について (通知)

1. 背景

令和元年7月25日に運輸安全委員会により公表された、平成29年8月14日に奈良県山辺郡山添村で発生した小型航空機墜落事故に関する航空事故調査報告書の中で、国土交通大臣(航空局)に対し勧告が行われ次の安全策を講じることされたところ。

<勧告内容>

操縦士が技能証明において型式限定を必要としない航空機を操縦する場合であっても、経験したことのない型式の航空機を操縦するにあたっては、当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を確実に獲得した上で行うよう操縦士に対して指導すること。

2. 通知内容

航空局では、上記内容を踏まえ「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン(令和2年6月29日(国空航第1055号))」(以下、「教育訓練に関するガイドライン」という。)の制定に伴い、特定操縦技能審査口述ガイダンスを改正し「教育訓練に関するガイドライン」に関する事項を追加しました。

3. その他依頼事項等

(1) 小型航空機等に係る安全推進委員会において国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る

必要があることから、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。

なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ (http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html) をご確認ください。

【連絡先】

航空局安全部運航安全課

技能審査係・小型機安全対策係 (03-5253-8737)